

協議第23号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成15年9月25日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	条例、規則等の取扱い
関 連 項 目	各市町例規集

調整内容	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し施行するもの
------	--

各 市 町 の 現 況								
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町				
例 規 集 登 載 件 数	条 例	2 1 4 件	条 例	1 8 8 件	条 例	1 8 4 件	条 例	1 6 8 件
	規 則	1 8 6 件	規 則	1 3 1 件	規 則	1 2 3 件	規 則	1 2 2 件
	その他(規程等)	1 3 2 件	その他(規程等)	7 6 件	その他(規程等)	7 8 件	その他(規程等)	1 0 2 件
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町				
例 規 集 登 載 件 数	条 例	1 8 1 件	条 例	1 6 7 件	条 例	1 2 8 件	条 例	1 8 4 件
	規 則	1 5 7 件	規 則	1 3 5 件	規 則	1 0 7 件	規 則	1 4 0 件
	その他(規程等)	2 7 件	その他(規程等)	2 7 件	その他(規程等)	2 8 件	その他(規程等)	1 1 0 件

条例、規則等の整備方針 新市発足時には、一市七町の条例、規則等はすべてその効力を失うこととなるため、新市において新たに条例、規則等を制定し施行する。 なお、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。		
(施行方法による区分)		
1、即時施行 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの (法令により必ず制定が必要なものや市制施行上、空白が許されない事務事業に関するものなど) 条例・・・制定権者(市長職務執行者)の専決処分により制定し施行する(地方自治法第179条第1項) 規則、訓令、その他・・・制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する(地方自治法第15条第1項)		
専決処分をして制定する条例の名称 (例)		
市役所の位置を定める条例	市職員定数条例	市手数料条例
市の休日を定める条例	市長等の給与等に関する条例	市国民健康保険条例
市公告式条例	市一般職の職員の給与に関する条例	市立学校設置条例
市議会定例会の回数に関する条例	市 事業特別会計条例	市公民館設置条例
市組織条例	市財政調整基金条例	市市営住宅設置条例
市印鑑条例	市税条例	市下水道条例

2、暫定施行

合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行するもの
(地方自治法施行令第3条)

3、漸次施行

合併後、逐次制定し、施行するもの

ア 新市発足後に逐次制定するもの(例:表彰条例など)

イ 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(例:議案提出権が長にない条例、制定権がない各行政委員会の規則など)

《条例・規則の取扱いに関する参考法令》

地方自治法

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会の議事が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議事を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。